

事 務 連 絡

平成 26 年 6 月 30 日

関係地方公共団体

防災集団移転促進事業担当部局長 殿

国土交通省都市局都市安全課長

防災集団移転促進事業における先行的な額の確定等について

防災集団移転促進事業で取得等を行った土地について、早期の被災地復興のための有効な活用に資するよう、東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成 24 年 1 月 16 日付け国官会第 2412 号。以下「要綱」という。）附属第 I 編及び附属第 III 編の規定に基づく実績報告及び額の確定等（以下「額の確定等」という。）については、防災集団移転促進事業で実施した事業について先行して行うことが可能である旨通知します。

また、これに関連して要綱が別添のとおり一部改正されたことを申し添えます。

なお、先行して額の確定等を行う場合は、当該額の確定等を行う事業が明確となるよう、あわせて復興交付金事業計画の変更をお願いします。

貴職におかれては、貴管下の関係市町村に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。